



議会だより

発行 鎌ヶ谷市議会
 編集 議会だより編集委員会
 〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号
 電話 047(445)1191(直通)
 FAX 047(445)2053

3月会議が始まりました

◎3月会議の日程が決まる

2月19日(木)午後1時に会議を開き、次のとおり日程を決定しました。

日	曜日	時間	内容	日	曜日	時間	内容
2月25日	水	午前10時	議案に対する質疑	3月4日	水	午前10時	予算審査特別委員会
26日	木	午前10時 午後1時	総務企画常任委員会 都市・市民生活常任委員会	6日	金	午前10時	一般質問
27日	金	午前10時	教育福祉常任委員会	9日	月	午前10時	一般質問
3月2日	月	午前10時	予算審査特別委員会	10日	火	午前10時	一般質問
3日	火	午前10時	予算審査特別委員会	11日	水	午前10時	一般質問
				13日	金	午後1時	委員長報告・討論・採決・散会

マークの付いた会議はインターネット中継を行っています。

◎今会議で審議される議案

- 議案第1号 鎌ヶ谷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【概要】地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加しようとするものです。
- 議案第2号 鎌ヶ谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【概要】県内各市との均衡等を考慮し、特別職の職員で非常勤のものの報酬の額を改定しようとするものです。
- 議案第3号 鎌ヶ谷市税条例の一部を改正する条例の制定について
【概要】森林環境税に係る減免の申請期限を踏まえ、納税義務者の利便性の向上等を図るため、本市の各税目の減免の申請期限を延長しようとするものです。
- 議案第4号 鎌ヶ谷市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
【概要】電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項を改めることその他所要の改正をしようとするものです。
- 議案第5号 鎌ヶ谷市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
【概要】マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機を介した住民票の写し等の交付の際の手数料を、令和8年6月1日から同年12月31日までの期間中、10円に減額するために所要の改正をしようとするものです。
- 議案第6号 鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
【概要】国民健康保険事業における適正な財政運営を行うための保険料率の改定、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づく保険料の区分への子ども・子育て支援金の追加、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う保険料の賦課限度額及び軽減判定所得基準の引上げその他所要の改正をしようとするものです。
- 議案第7号 鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【概要】資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項を改めることその他所要の改正をしようとするものです。
- 議案第8号 鎌ヶ谷市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【概要】放課後児童クラブ利用における受益者負担の適正化を図るため、保護者負担金を改めようとするものです。
- 議案第9号 鎌ヶ谷市ひとり親家庭等援護支度金支給条例を廃止する条例の制定について
【概要】鎌ヶ谷市ひとり親家庭等援護支度金支給条例を廃止しようとするものです。
- 議案第10号 鎌ヶ谷市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
【概要】介護保険法施行令の改正に伴い、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市民税世帯非課税者及び市民税が課されていない者の基準の特例を設けることその他所要の改正をしようとするものです。
- 議案第11号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
【概要】地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例で引用する条項を改めようとするものです。
- 議案第12号 鎌ヶ谷市スポーツ施設誘致条例の一部を改正する条例の制定について
【概要】奨励措置を受けようとする者が申請できる期限を5年間延長しようとするものです。
- 議案第13号 鎌ヶ谷市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
【概要】対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行等に伴い、対象火気設備等の種類に新たに簡易サウナ設備を追加することその他所要の改正をするとともに、住宅における火災予防の推進のために普及を促進する物品として、感震ブレーカーを追加しようとするものです。
- 議案第14号 令和7年度鎌ヶ谷市一般会計補正予算(第10号)
【概要】補正前の予算総額461億2,875万3千円に対し、歳入歳出それぞれ2億6,944万円を追加し、補正後の予算総額を463億9,819万3千円とするものです。
- 議案第15号 令和7年度鎌ヶ谷市介護保険特別会計補正予算(第4号)
【概要】補正前の予算総額106億6,261万9千円に対し、歳入歳出それぞれ1億927万円を追加し、補正後の予算総額を107億7,188万9千円とするものです。
- 議案第16号 令和7年度鎌ヶ谷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
【概要】補正前の予算総額19億2,361万1千円に対し、歳入歳出それぞれ7,436万4千円を追加し、補正後の予算総額を19億9,797万5千円とするものです。
- 議案第17号 令和8年度鎌ヶ谷市一般会計予算
【概要】予算総額を434億8,000万円(前年度当初予算額と比較して0.6%増)とするものです。
- 議案第18号 令和8年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計予算
【概要】予算総額を100億1,900万円(前年度当初予算額と比較して2.7%減)とするものです。
- 議案第19号 令和8年度鎌ヶ谷市介護保険特別会計予算
【概要】予算総額を106億9,300万円(前年度当初予算額と比較して2.2%増)とするものです。
- 議案第20号 令和8年度鎌ヶ谷市後期高齢者医療特別会計予算
【概要】予算総額を21億9,400万円(前年度当初予算額と比較して14.8%増)とするものです。
- 議案第21号 令和8年度鎌ヶ谷市下水道事業会計予算
【概要】収益的収入額を19億1,163万7千円(前年度当初予算額と比較して0.9%増)、収益的支出額を18億7,313万5千円(前年度当初予算額と比較して1.4%増)、資本的収入額を16億2,115万2千円(前年度当初予算額と比較して30.5%増)、資本的支出額を23億4,021万7千円(前年度当初予算額と比較して26.9%増)とするものです。
- 議案第22号 総合福祉保健センター分館整備事業請負変更契約の締結について
【概要】令和7年2月18日付けで契約を締結した総合福祉保健センター分館整備事業について、契約変更の必要が生じたため、議会の議決を求めるものです。
- 議案第23号 (仮称)緑道公園整備工事請負変更契約の締結について
【概要】令和7年6月13日付けで契約を締結した(仮称)緑道公園整備工事について、契約変更の必要が生じたため、議会の議決を求めるものです。

(2面に続く)

会議の日程や一般質問の順番は、議事運営上の都合により変更することがあります。